

## 黒部川内水面漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

**第1条** この規則は、黒部川内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、かじか、やまめ、いわな及びさくらますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

**第2条** 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、毛針釣、友釣、ルアー釣（アユイング）、竿釣又は手釣（ただし、竿釣及び手釣については、さくらますを除く。以下同じ。）による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムにより、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した別記様式第1号による遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、毛針釣、友釣、ルアー釣（アユイング）、竿釣又は手釣による遊漁の場合には第11条の規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

**第3条** 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模                           |
|-------|-------------------------------|
| 投 網   | 網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下）   |
| てんから網 | 網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下）   |
|       | 長 さ 6メートル以内                   |
|       | 高 さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内 |

2 前項の漁具、漁法は2統以上連結してはならない。また、補助者は1名に限る。

(遊漁区域・期間等)

**第4条** 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁法によりウ欄の統数の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間内並びにカ欄の尾数内で行なければならない。

| ア 魚種      | イ 漁法                                 | ウ 統数 | エ 区 域  | オ 期 間                                              | カ 尾数 |
|-----------|--------------------------------------|------|--------|----------------------------------------------------|------|
| あゆ<br>かじか | 毛針釣（餌釣りを含む）、<br>友釣、手釣<br>てんから網<br>投網 | 制限なし | 内共3号全域 | 6月1日から<br>11月30日までの間（10月1日から10月7日までを除く。）<br>で組合が定め |      |

|            |                     |      |                                                                                                                                                    |                   |                                     |
|------------|---------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|
|            | ルアー釣<br>(アユイン<br>グ) | 制限なし | 本川の河口から黒<br>部大橋上流端ま<br>での区間                                                                                                                        | て公表する期<br>間       |                                     |
| やまめ<br>いわな | 竿 釣                 | 制限なし | 本川は愛本えん堤<br>上流端200メー<br>トルから上流小屋平<br>ダム下流端まで<br>(ただし、山彦橋上<br>流端から宇奈月ダ<br>ム下流端までの区<br>域を除く)<br>支川は、黒薙川、<br>弥太蔵谷川<br>やすらぎ水路は、<br>墓ノ木、出島、音<br>沢、浦山、荻生 | 3月1日から<br>9月30日まで |                                     |
|            |                     |      | 下黒部橋下流端か<br>ら黒部大橋上流端<br>までの区間                                                                                                                      | 6月1日から<br>9月30日まで |                                     |
| さくらます      | 竿 釣                 | 90統  | 四十八ヶ瀬大橋下<br>流端から上流愛本<br>えん堤下流端の下<br>流右岸堤420メー<br>トル地点と左岸堤<br>390メートル地点<br>を結ぶ線までの黒<br>部川本流(ただし、<br>禁止区域を除く)                                        | 3月1日から<br>5月31日まで | 1日あた<br>りの採捕<br>尾数は3<br>尾以内と<br>する。 |

2 前項の公表は、北日本新聞に記載してするものとする。

(禁止区域等)

**第5条** 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区 域                                                    | 期 間             |
|--------------------------------------------------------|-----------------|
| 愛本えん堤上流端から上流 200 メートルまで及び同えん堤<br>下流端から下流 200 メートルまでの区域 | 1月1日から12月31日まで  |
| 山彦橋上流端から上流宇奈月ダム下流端までの区域                                | 1月1日から12月31日まで  |
| 黒東合口用水福島排水路下流端から河川敷を経て本流合流<br>点までの区域                   | 1月1日から12月31日まで  |
| 河口から上流四十八ヶ瀬大橋下流端までの区域                                  | 1月1日から6月15日まで   |
| 河口から上流下黒部橋上流端の上流 700 メートルまでの区<br>域                     | 10月1日から10月31日まで |

2 次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁具、漁法によりウ欄に掲げる期間中は、漁業をしてはならない。

| 区 域 | イ 漁具・ | ウ 期 間 |
|-----|-------|-------|
|-----|-------|-------|

|                                                        | 漁法              |                |
|--------------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| 河口から上流下黒部橋下流端までの区域                                     | 手釣及び竿釣以外の漁具又は漁法 | 1月1日から12月31日まで |
| 愛本えん堤下流端の下流200メートルから右岸堤420メートル地点と左岸堤390メートル地点を結ぶ線までの区域 |                 |                |
| 墓ノ木やすらぎ水路上流端(黒東合口用水墓ノ木分水工予備取水ゲート(A))から河川敷を経て本流合流点までの区域 |                 |                |
| 出島やすらぎ水路上流端から河川敷を経て本流合流点までの区域                          |                 |                |
| 音沢やすらぎ水路上流端から河川敷を経て本流合流点までの区域                          |                 |                |
| 浦山やすらぎ水路上流端から河川敷を経て本流合流点までの区域                          |                 |                |
| 荻生やすらぎ水路上流端から河川敷を経て本流合流点までの区域                          |                 |                |
| 五郎八やすらぎ水路上流端から河川敷を経て本流合流点までの区域                         |                 |                |

- 3 宇奈月ダム堤体上流端から上流猫又谷合流点までの区域においては、舟・ボート類を使用して、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

**第6条** 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種     | 全 長       |
|---------|-----------|
| やまめ、いわな | 15センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

**第7条** 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が高校生以下のときは無料、老人(満75歳以上)又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 毛針釣、友釣又は、ルアー釣(アユイング)又は竿釣による遊漁の場合

| 魚種      | 漁具・漁法       | 期間 | 遊漁料    |
|---------|-------------|----|--------|
| あゆ、かじか  | 毛針釣(餌釣を含む。) | 1日 | 1,500円 |
|         |             | 1年 | 2,000円 |
|         | 友釣          | 1日 | 2,000円 |
|         |             | 1年 | 2,500円 |
|         | ルアー釣(アユイング) | 1日 | 2,000円 |
|         | ルアー釣(アユイング) | 1年 | 2,500円 |
| やまめ、いわな | 竿釣          | 1日 | 1,500円 |

|  |  |     |         |
|--|--|-----|---------|
|  |  | 1 年 | 4,000 円 |
|--|--|-----|---------|

(2) その他の場合

| 魚種     | 漁具・漁法 | 期間  | 遊漁料      |
|--------|-------|-----|----------|
| あゆ、かじか | 投網    | 1 年 | 8,500 円  |
|        | てんから網 | 1 年 | 8,500 円  |
| さくらます  | 竿釣    | 1 年 | 25,000 円 |

- 2 遊漁料の納付は、黒部川内水面漁業協同組合事務所（入善町高島 3806 番 7）、組合の指定する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、前項第 1 号による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- 3 特別な理由がある場合は、第 1 項の遊漁料を減免することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

**第 8 条** 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

- 4 遊漁承認証は、紛失した場合においても再発行しない。

（遊漁に際し守るべき事項）

**第 9 条** 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内において川底をかくはんしてはならない。

- (1) 河口から上流下黒部橋下流端までの区域
- (2) 愛本えん堤下流端から下流 270 メートルの区域

- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

**第 10 条** 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名
- (違反者に対する措置)

**第11条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

**附 則**

この規則は、令和8年9月1日から施行する。